

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市新型コロナ対策事業者リフォーム補助金							
補助事業等の目 標	市内において事業を営む中小企業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として行う設備導入を支援することにより、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインに沿った新しい生活様式、テレワーク等への転換を促進し、もって持続可能な地域経済の回復推進を図る。							
補助事業等の対象者	<p>1 市内に事業所又は店舗を構えて事業を営む中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 法人にあつては、市に法人設立（設置）異動等申告書を提出していること。</p> <p>(2) 個人にあつては、市内に事業所又は店舗を有している者であること。</p> <p>(3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げるもののうち、別表の業種を営む者であること。</p> <p>(4) 店舗にあつては、次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 主として店舗内での販売又はサービスの提供を行わないものであること。</p> <p>イ 人の出入りが少ないものであること。</p> <p>2 次に掲げる者については、補助対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者又は警察当局から排除要請のある者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業その他公序良俗に反する事業又は公的な資金の用途として、社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>(4) この取扱基準による補助金の交付申請をする時点において開業していない者</p> <p>(5) 諏訪市店舗リフォーム等補助金（飲食・サービス業等新型コロナウイルス特別対応分）の交付を受けた者（交付限度額である10万円の交付を受けた者に限る。）</p> <p>(6) その他市長が不適切と認める事業を行う者</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="443 1966 1358 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1966 751 2007">大分類</th> <th data-bbox="751 1966 1054 2007">中分類</th> <th data-bbox="1054 1966 1358 2007">小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 2007 751 2072">A 農業、林業</td> <td data-bbox="751 2007 1054 2072">全て</td> <td data-bbox="1054 2007 1358 2072">全て ※系統出荷による収</td> </tr> </tbody> </table>		大分類	中分類	小分類	A 農業、林業	全て	全て ※系統出荷による収
大分類	中分類	小分類						
A 農業、林業	全て	全て ※系統出荷による収						

			入のみである個人 農業者を除く。
	B 漁業	全て	全て
	C 鉱業、採石業、砂 利採取業	全て	全て
	D 建設業	全て	全て
	E 製造業	全て	全て
	F 電気・ガス・熱供 給・水道業	全て	全て
	G 情報通信業	全て	全て
	H 運輸業、郵便業	49郵便業を除く。	中欄に掲げる業種に 係るものを除く全て
	I 卸売業、小売業	全て	全て
	J 金融業、保険業	67保険業（保険媒介代 理業、保険サービス業 を含む。）	中欄に掲げる業種に 係るもの全て
	K 不動産業、物品賃 貸業	全て	全て
	L 学術研究、専門・ 技術サービス業	全て	全て
	M 宿泊業、飲食サー ビス業	全て	全て
	N 生活関連サービ ス業、娯楽業	全て	全て
	O 教育、学習支援業	81学校教育を除く。	中欄に掲げる業種に 係るものを除く全て
	P 医療、福祉	全て	全て ※医師、歯科医師、助 産師を除く。
	R サービス業（他に 分類されないもの）	93政治・経済・文化団 体、94宗教、95その他 のサービス業、96外国 公務を除く。	中欄に掲げる業種に 係るものを除く全て
補助対象経費	<p>1 この取扱基準による補助対象となる事業等は、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく新しい生活様式、テレワーク等への転換に係る取組として行うもの（以下「改装整備」という。）とする。</p> <p>2 補助対象経費は、補助対象事業等の実施に必要な費用のうち、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 事業所又は店舗の改装工事に係る費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費又は空調設備費をいう。）</p> <p>(2) 備品購入費</p> <p>(3) 店舗のテイクアウト、デリバリー等の導入に係る費用</p> <p>(4) WEB会議システム、キャッシュレス化の導入に係る費用</p> <p>(5) その他新型コロナウイルス感染症の接触感染及び飛沫感染の防止対策に係る費用として市長が認めるもの</p> <p>3 次に掲げる費用は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 消耗品費</p> <p>(2) 事業所又は店舗と住宅が併用されている場合における、住宅部分の改装整備に係る費用</p> <p>(3) 倉庫等の改装整備に係る費用で直接事業の用に供さないもの</p>		

<p>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</p>	<p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の2に相当する金額とし、当該金額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 新型コロナウイルス感染症の感染防止及び経済支援に係る施策を推進するため</p>
<p>補助事業等の評価</p>	<p>補助事業者からの申請書及び実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。</p>
<p>補助事業等の開始時期</p>	<p>令和2年9月1日</p>
<p>補助事業等の終了時期</p>	<p>令和4年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
<p>情報の公表の方法等</p>	<p>補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</p> <p>(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社を含む。）又は個人</p> <p>(3) 「新型コロナ対策推進の店」宣言制度 長野県が推進する「新型コロナ対策推進の店」宣言制度の規定に基づき、「新型コロナ対策推進宣言」のポスター又はステッカーを掲示し、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を実施する制度をいう。</p> <p>(4) 新しい生活様式 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する生活様式をいう。</p> <p>(5) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するために業種ごとに作成したガイドラインをいう。</p> <p>2 賃借している事業所又は店舗であって、賃貸借契約書上に所有者である賃貸人の資産形成とならないよう、賃借人が改修の費用を負担することが類推される文言（原状回復義務等）が記載されていないものに施工する改装工事は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。</p> <p>3 補助金交付決定前に着手した改装整備は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。ただし、令和2年4月7日以後に行われた改装整備であって、市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>4 他の補助制度や制度資金の対象となっている改装整備は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。ただし、他の補助制度や制度資金の対象と明確に費用を区分することができる場合については、他の補助制度や制度資金の対象となっていない改装整備をこの取扱基準による補助事業等の対象とする。</p>

	<p>5 一の中小企業者がこの取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。ただし、この取扱基準による補助金又は諏訪市店舗リフォーム等補助金（飲食・サービス業等新型コロナウイルス特別対応分）の交付を受けた額が10万円未満であった中小企業者は、10万円から当該額を減じて得た額の範囲内において、この取扱基準による補助金の交付を受けることができる。</p> <p>6 補助金の交付決定を受けた店舗は、「新型コロナ対策推進宣言」のポスター及びステッカーを店舗に掲示しなければならない。</p>
<p>提出書類</p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、改装整備を行う前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、令和2年9月1日に行った改装整備であって、市長がこの取扱基準による補助事業等の対象とすることを認めたものについては、3に掲げる書類とともに提出するものとする。</p> <p>(1) 諏訪市新型コロナ対策事業者リフォーム補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市新型コロナ対策事業者リフォーム補助金事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>(3) 営業許可書の写し</p> <p>(4) 申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるものの写し</p> <p>(5) 事業所又は店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付決定後に改装整備の内容に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市新型コロナ対策事業者リフォーム補助金変更申請書（様式第4号-1）</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、令和4年1月31日（改装整備の完了する日が同年2月1日以後の場合は、市長が別に定める日）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市新型コロナ対策事業者リフォーム補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 改装整備に係る費用の領収書の写し</p> <p>(3) 改装整備を行った箇所の施工後の写真</p> <p>(4) 店舗の場合は、店内に掲示する「新型コロナ対策推進宣言」のポスターの写真</p> <p>(5) 振込先口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳の写し又はこれに類する書類の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 商業振興係</p>

令和 2年 8月21日 制定（令和 2年 9月 1日 施行）

令和 3年 2月22日 一部改正（令和 3年 2月22日 施行）

令和 3年 9月24日 一部改正（令和 3年 9月24日 施行）